

## 特定指導医「更新単位」免除期間の終了について

2022年3月末日をもって特定指導医「更新単位」免除期間が終了いたしました  
(細則第7条5)。

今年度末の特定指導医の更新につきましては100単位(過去5年間)の更新単位が必要となりますのでご留意願います。

=====

専門医制度規則細則

第7条

2 特定指導医の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて更新年度の12月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

一 特定指導医認定更新申請書(様式10)。

二 履歴書(様式2)。

三 特定指導医証(写し)。

四 本施行細則第15条の別表2に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得した

ことを証明する資料。

五 過去5年間に専門医制度委員会指導医講習会に参加したことを証明する資料。

六 特定研修施設の常勤職員であることを証明する資料。

5 本条第2項の特定指導医の認定更新時の学術活動に関する資料の提出は、平成34年(※2022年)3月31日までは提出を免除する。

※専門医制度規則細則

[http://psy.umin.ac.jp/content/document/senmoni\\_saisoku\\_20200905.pdf](http://psy.umin.ac.jp/content/document/senmoni_saisoku_20200905.pdf)

=====

日本総合病院精神医学会・事務局

[jsghp@mth.biglobe.ne.jp](mailto:jsghp@mth.biglobe.ne.jp)

<http://psy.umin.ac.jp/>